

平成29年（2017年）3月11日

東日本大震災から6年を迎えて（会長声明）

岩手県司法書士会

会長 芳賀 聡

震災から6年が経ち、県内の沿岸地域では、土地のかさ上げや高台の造成工事、災害公営住宅の整備など、まちの再建は着実に進んでいます。

今もなお、1万人を超える方々が仮設住宅などでの避難生活を送っていますが、新たな住まいの取得や災害公営住宅への入居などにより、少しずつ解消に向かっていきます。他方で、様々な事情によって住宅再建の意向を決めかねている方もおり、整備事業の遅れから、住宅地の引き渡しが数年先となる地域があるなど、引き続きこまやかな支援が必要です。

仮設住宅からの退去や住宅再建は大きな一歩ではありますが、そこで生活再建が完了するわけではありません。その後の過程で発生する新たな問題や課題が、生活再建を妨げることがあるかも知れません。必要な時期に法律相談や法的情報の提供などを受けられるように、専門家へアクセスしやすい環境を維持しておくことが、今後ますます重要になります。

当会では、宮古市、大槌町及び陸前高田市に設置した司法書士相談センター（日司連災害復興支援事務所）を拠点として、全国の司法書士会員の協力のもと、宮古市以南のすべての仮設住宅を対象とする「戸別巡回見守り相談」を続けてきました。

現場に出向いて、人々の不安や悩みに耳を傾ける活動がいかに大事であるかを、私たちはよく知っています。これまでの経験を活かして、生活再建を目指す方々や地域を見守り、支援する活動を続けていきます。